

東京都ソフトテニス連盟個人情報保護規定

東京都ソフトテニス連盟

個人情報保護規程

第1条（目的）

本規程は、東京都ソフトテニス連盟（以下「当連盟」という）が業務上取り扱う個人情報の適正な取扱いを確保し、会員および関係者の権利利益を保護することを目的とする。

第2条（定義）

「個人情報」とは、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、健康情報等、特定の個人を識別できる情報をいう。

「会員」とは、当連盟の個人正会員、加盟団体の構成員、及び大会参加者等を含む。

第3条（基本方針）

- 個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守する。
- 適正な方法で個人情報を取得・利用・保管・廃棄する。
- 安全管理措置を講じ、個人情報の漏えい・滅失・毀損を防止する。

第4条（利用目的）

当連盟が取得する個人情報は、以下の目的に限り使用する。

- 会員管理・名簿作成
- 大会・講習会の運営・案内
- 成績管理および公表（氏名・団体名等）
- 安全管理・緊急連絡（医療機関連携を含む）
- 関連団体との連携・報告

第5条（第三者提供の制限）

法令に定める場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しない。

大会結果のWeb公表など、一定の公開情報については事前に周知の上、適正に取り扱う。

第6条（委託先の管理）

大会運営や事務処理を委託する際は、委託先の適切な監督と守秘義務契約を行う。

第 7 条（安全管理措置）

技術的・組織的・物理的・人的対策を講じ、個人情報の安全管理を徹底する。
具体的にはアクセス制限、名簿管理のルール化、誤送信防止策などを含む。

第 8 条（本人の権利）

本人からの開示、訂正、削除等の求めに対し、合理的な範囲で迅速に対応する。

第 9 条（事故発生時の対応）

漏えい等の発生時には、速やかに被害を最小限に抑える措置を講じ、関係者および個人情報保護委員会に報告する。

第 10 条（教育）

個人情報を取り扱う役員・職員・ボランティア等に対して、適切な教育を行う。

第 11 条（規程の見直し）

本規程は法令の改正や社会状況の変化に応じて見直しを行う。

附則

本規程は 2025 年 4 月 1 日より施行する。